

令和6年度酒田市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）」第9条第1項の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的とする。

2 調達方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、本市のすべての部署（市長部局、上下水道部、教育委員会事務局、議会事務局及び各行政委員会等の事務局）が発注する物品等の調達とする。

3 調達の対象となる施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条第2項から第4項に規定する次の施設等とする。

○障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所（A型・B型）、生活介護事業所、障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）、地域活動支援センター、小規模作業所

○障がい者を多数雇用している企業

障害者雇用促進法の特例子会社、重度障害者多数雇用事業所

○在宅就業障害者等

在宅就業障害者、在宅就業支援団体

4 調達の対象とする物品等

この方針により調達の対象とする物品及び役務等は次に掲げるもののほか、障がい者就労施設等が提供できるものとする。

(1) 物品

食料品、木工製品、手芸品等

(2) 役務

清掃・リサイクル、事務処理、各種軽作業等

5 調達目標

調達の目標額は、平成30年度または前年度の調達額を上回る額とする。

【各年度の調達実績】

年度	物品の調達額	役務の調達額	合計
H28	280,000	1,781,477	2,061,477
H29	817,500	1,585,835	2,403,335
H30	874,500	1,583,422	2,457,922
R1	78,800	1,419,200	1,498,000
R2	950,510	1,361,401	2,311,911
R3	112,500	1,445,420	1,557,920
R4	175,980	1,357,103	1,533,083
R5	123,000	1,448,702	1,571,702

6 調達の推進方法

- (1) すべての部署は、予算の適正な執行に配慮しつつ、優先的に障がい者就労施設等からの物品等を調達するよう努める。
- (2) 地域福祉課は、酒田市障がい者施策推進協議会及び酒田市障がい者地域自立支援協議会等から障がい者就労施設等が提供できる物品及び役務等の新たな情報を得た場合は、この方針を適用する全ての部署に対して情報提供を行う。
- (3) 障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令及び酒田市契約規則等の規定に基づく随意契約を活用する。

7 調達方針及び調達実績の公表

毎年度、調達実績を市ホームページに公表するとともに、調達実績等を勘案し、必要に応じて調達方針の見直しを行うものとする。

8 その他

障がい者就労支援カフェ「え〜る」や年6回開催する障がい者就労支援バザーなどを通じて、障がい者への理解を深め利用促進に繋げる。